

刊行にあたって

明治大学史資料センターが開設されて六年が過ぎました。

近年、私達の大学史、あるいはその周辺では次々と重要な出来事が起っております。例えば制定後、二〇年を経過した公文書館法という、資料保存利用関係の基本法を具体的にどのようなように施行するのかということ。御承知のこととは思いますが、政府レベルにおいても、担当大臣の下、有識者会議などが開かれました。また全国歴史資料保存利用機関連絡協議会では、その担当大臣に宛て「文書管理法」（仮称）制定の要望書を提出しました。こうした事が他人事で済まされないのは、扱う資料を単に行政文書にとどめるべきではないという動きがあるからです。

こうした具体化に向けての動向は、人事的措置の側面にも及んでいます。すなわち専門職（アーキビスト）を制度として、どのようにすべきかといったことです。実際、学習院大学ではアーカイヴズ専攻の大学院を設置し、アーキビストの養成をしております。このことと関連して博物館の世界でも学芸員の位置付けが問題とされました。さらに、そうしたことも含めて外部評価が行われるようになりました。今年二月、広島大学図書館では、外部評価制度をとり入れ、私も評価委員として末席をけがさせていただきました。その少し前、当明治大学史資料センターでは大学基準協会の大学審査の対象とされました。こうしたことは外部の状況だけではなく自らの立場をも知る絶好の機会となりました。

その明治大学史資料センターでは従来からの業務に加えて、さらに『明治大学小史』の類の刊行、三木武夫記念室（仮称）の開設準備、学内資料循環システムの準備、第二次人権派弁護士研究プロジェクトの設置、刊行物編集体制の見直し（「ニュース・レター」の冊子化、紀要・報告集の刊行時期について）等々を担うようになりました。いずれにしても目下のところ、目ざすは始動した創立一三〇周年事業に参画することであり、そのことを契機に明治大学史だけではなく、明治大学の位置と意義をさらに一層主張していきたいと思えます。なすべきことはたくさんあり、そのひとつひとつは重い存在です。取り巻く周辺の動向にも配慮しつつ、邁進したいと考えておりますので、相変らずの御指導・御協力の程をお願いいたします。

二〇〇八年十二月

調査役（大学史担当）

鈴木 秀 幸